

健移発 0421 第 2 号
令和 2 年 4 月 21 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局難病対策課
移植医療対策推進室長
(公 印 省 略)

臓器移植における新型コロナウイルス感染症への対応について

平素より移植医療の推進に御高配を賜り御礼申し上げます。

臓器移植における新型コロナウイルス感染症への対応に関しては、「臓器移植及び造血幹細胞移植における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和 2 年 3 月 5 日厚生労働省健康局難病対策課移植医療対策推進室長通知）において、臓器提供候補者が新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる要件に該当するかどうかについて情報収集を強化し、該当すると判断された場合には当該候補者の臓器等を移植に用いないこととすること等について、お示ししたところです。

その後、国内における感染の発生状況の変化等を総合的に勘案し、臓器移植における新型コロナウイルス感染症への対応については、当面の間、下記のとおりといたしますので、貴管内の医療機関等にも周知の上、適切に御対応されるようお願いいたします。

また、下記の取扱いは、今後の WHO による公表内容や国内における対応等の状況の変化を踏まえ、適宜改めていく予定であることを申し添えます。

なお、同趣旨の通知を文部科学省高等教育局医学教育課長、公益社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長、各眼球あっせん機関の長、一般社団法人日本移植学会理事長、一般社団法人日本脳神経外科学会理事長、一般社団法人日本救急医学会理事長、一般社団法人日本集中治療医学会理事長、公益社団法人日本医師会会長、日本角膜移植学会理事長及び日本角膜学会理事長にも送付していることを、併せて申し添えます。



記

1. 臓器提供候補者に対するPCR検査の要否を検討する際は、「新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について」(令和2年2月27日付厚生労働省健康局結核感染症課長通知(別添))において、新型コロナウイルス感染症の疑似症患者等だけでなく、「医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う者」についてもPCR検査の対象となっていることを踏まえ、臓器移植による新型コロナウイルスの感染の可能性が明らかになっていないことに十分留意しつつ適切に対応すること。なお、医師がPCR検査を実施する必要があると判断した場合において、検査に関連する制度・基準等に不明な点がある等により厚生労働省との相談を希望するときは、厚生労働省健康局難病対策課移植医療対策推進室(代表:03-5253-1111(内線2268、担当 吉屋、小川))が窓口となること。
2. 臓器の提供候補者について、PCR検査を行い、その結果が陽性だった場合、臓器あつせん機関は当該候補者の臓器あつせんを行わないこと。
3. PCR検査を行い、結果が陰性だった場合においても、新型コロナウイルス感染症については未だ不明な点が多いことから、当該候補者の臓器を移植に用いるかどうかについては、移植施設において慎重に判断すること。

なお、摘出に関わる医療関係者を通じた感染拡大や移植に係る移動に伴う感染拡大の危険性を低減する観点から、臓器の摘出・搬送に当たり、臓器の保護等のほか、医療関係者の移動距離の短縮や移動を要する医療関係者の人数の絞り込み等についても考慮されることが望ましい。

(別添)

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 2 7 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部 (局) 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について

新型コロナウイルス感染症に関する行政検査については、「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について (一部改正)」に関する留意事項について」(令和 2 年 2 月 7 日健感発第 0207 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)において、新型コロナウイルス感染症の感染が強く疑われる場合には柔軟に検査を行っていただきたい旨お知らせし、加えて、「新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について (依頼)」(令和 2 年 2 月 17 日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡)において、国内外の発生状況等を踏まえた行政検査の対象者などの事項につきお知らせしたところです。

今般、行政検査の対象者などの事項について、改めて別紙のとおりとりまとめましたので、内容を御了知の上、関係各所への周知の程よろしく申し上げます。

特に、「新型コロナウイルス感染症の検査に係る協力体制について (依頼)」(令和 2 年 2 月 25 日新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部事務連絡)において、検査受託の協力について依頼したところですが、医師の判断を踏まえた行政検査を積極的に行っていただくようお願いします。

なお、「新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について (依頼)」(令和 2 年 2 月 17 日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡)は本日をもって廃止します。

1 検査対象者について

新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方の行政検査については、都道府県等において、主に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日健感発第0308001号厚生労働省結核感染症課長通知）別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」第7の1（4）で示された疑似症患者等について、これまで行われてきたと承知しているが、今般、基準に示された疑似症患者の定義とは別に、以下の場合についても行政検査を行うこと。

- ・ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる（特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する）
- ・ 新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、新型コロナウイルス感染症が疑われる
- ・ 医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う

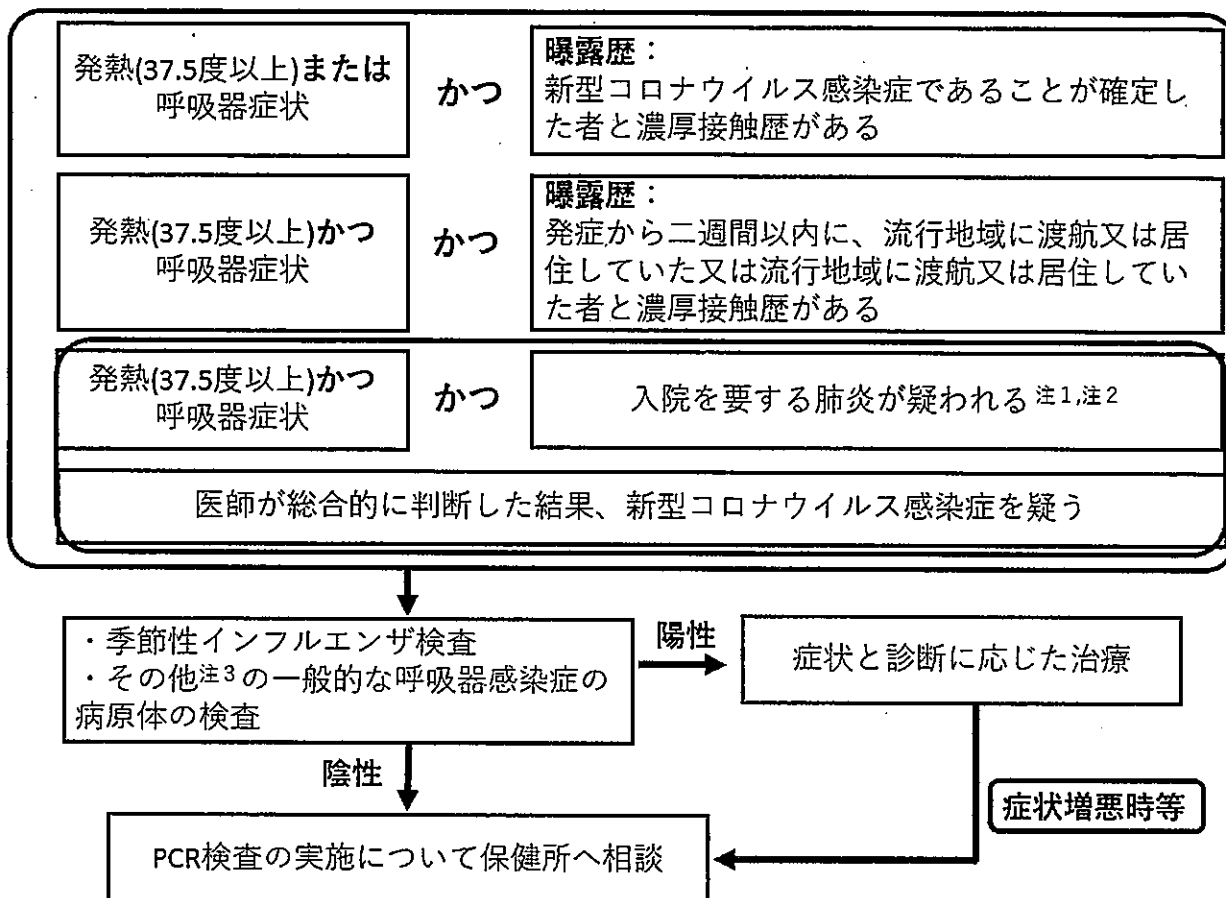
2 検査を行う際の留意点について

新型コロナウイルス感染症にかかる検査については、以下の点に留意すること。

- (1) 以下の検査を行った上で、陰性であった場合にはPCR検査を実施すること
 - ・ 季節性インフルエンザにかかる検査
 - ・ その他一般的な呼吸器感染症の病原体の検査
- (2) (1) について、結果判明までに時間がかかる培養検査などについては、当該検査と並行してPCR検査を行うこと

<参考>

○検査の流れ



注1. 従前の集中治療その他これに準ずるものに限らず、入院を要する肺炎が疑われる者を対象とする。

注2. 特に高齢者又は基礎疾患がある者については積極的に考慮する。

注3. 病状に応じて、早期に結果の出る迅速検査等の結果を踏まえ、培養検査など結果判明までに時間がかかるものについては、結果が出る前でも保健所へ相談する。

※ 赤枠は別紙の1に該当する部分

○「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」(平成18年3月8日健感発第0308001号厚生労働省結核感染症課長通知)別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」

○「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について(一部改正)」に関する留意事項について」(令和2年2月7日健感発第0207第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)

○「新型コロナウイルス感染症の検査に係る協力体制について(依頼)」(令和2年2月25日新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部事務連絡)

○「新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について（依頼）」（令和2年2月17日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）からの変更点（下線部が変更点）

変更後	変更前
<p>1 検査対象者について</p> <p>： <u>新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方の行政検査については、都道府県等において、主に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日健感発第0308001号厚生労働省結核感染症課長通知）別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」第7の1（4）で示された疑似症患者等について、これまで行われてきたと承知しているが、今般、<u>前述の基準に示された疑似症患者の定義とは別に、以下の場合についても行政検査を行うこと。</u></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる（特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する） ・ <u>新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、新型コロナウイルス感染症が疑われる</u> ・ <u>医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う</u> 	<p>1 検査対象者について</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方の行政検査については、都道府県等において、主に別紙第7の1（4）で示された疑似症患者等について、これまで行われてきたと承知しているが、今般、別紙に示された疑似症患者の定義に該当する者に加え、以下のいずれかに該当する者についても行政検査を行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる者（特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する） ・ <u>症状や新型コロナウイルス感染症患者の接触歴の有無など医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症と疑う者</u> ・ <u>新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、医師が総合的に判断した結</u>

<p>2 検査を行う際の留意点について (略)</p> <p>(2) (1) について、結果判明までに 時間がかかる培養検査などについ ては、当該検査と並行してPCR 検査を行うこと</p>	<p><u>果、新型コロナウイルス感染症と疑 う者</u></p> <p>2 検査を行う際の留意点について (略)</p> <p>(2) (1) について、結果判明までに 時間がかかる培養検査などについ ては、当該検査結果を待つ必要は <u>ないこと</u></p>
---	---

